

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
藤沢市奨学金給付規則を次のように改正する。

2020年（令和2年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」が施行されることに伴い、給付上限額の改定や授業料等の減免を受けた場合の届出、他の給付型奨学金との併給を可能にする等、規定の整備を行う必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「150,000円」の次に「。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、上限300,000円」を加え、同項第2号中「月額」を「年額」に改め、「60,000円」を「400,000円。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、上限720,000円」を加え、同条第3項中「入学時」を「入学前」に改め、次のただし書を加える。

ただし、年度途中で授業料の減免の決定を受ける見込みがある場合における学費奨学資金の給付については、教育委員会が決定のあったことを知った月の翌月又は翌々月に行うものとする。

第9条に次の1号を加える。

(3) 入学金又は授業料の減免を受けたとき。

第15条を第16条とする。

第14条第1項を次のように改める。

教育委員会は、第10条第1項の規定による給付額の変更、第12条の規定による給付の停止、第13条の規定による決定の取消し又は前条第1項の規定による給付の打ち切りを決定した場合に、既に給付した奨学金の給付額に超過が生じたときは、当該超過した額を期間を定めて返還させることができる。

第14条を第15条とする。

第13条第1項に次の1号を加える。

(8) 奨学生が第9条の届出を怠ったとき。

第13条第2項中「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条に定める学資支給金（給付型奨学金に限る。）は、この限りでない。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（給付額の変更）

第10条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書（第10号様式）により奨学生に通知するものとする。

第10号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第11号様式とし、第9号様式の次に別紙の1様式を加える。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。

第10号様式（第10条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金給付額変更決定通知書

次のとおり給付額の変更を決定いたしましたので通知します。

1 支給額変更期間	
2 変更給付月額	
3 変更事由	
4 備考	

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112

藤沢市奨学金給付規則(平成29年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p>(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p>(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、専門職大学(専門職大学院を除く。)、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する</p>	<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p>(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p>(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、専門職大学(専門職大学院を除く。)、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する</p>

者又は高等専門学校^の4年生に編入する者

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
 - (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者
- (給付金額)

第3条 奨学金の給付額については次のとおりとする。

- (1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額(上限150,000円。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、上限300,000円)
- (2) 学費奨学資金 年額 学費相当額(上限400,000円。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、上限720,000円)

2 前条第3号に掲げる大学，専門職大学，短期大学，専門職短期大学，専修学校の専門課程又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の入学金又は学費(以下これらを「入学金等」という。)の減免を受けている場合は，当該減免の額を差し引いた額を，前項に規定する入学金等の相当額とする。

3 入学準備奨学資金については入学前^に一括で給付し，学費奨学資金については4月と10月の年2回，それぞれ半年分をまとめて給付する。ただし，年度途中で授業料の減免の決定を受ける見込みがある場合における学費奨学資金の給付については，教育委員会が決定のあったことを知った月の翌月又は翌々月に行うものとする。

(給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は，奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。

者又は高等専門学校^の4年生に編入する者

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
 - (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者
- (給付金額)

第3条 奨学金の給付額については次のとおりとする。

- (1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額(上限300,000円)
- (2) 学費奨学資金 月額 学費相当額(上限60,000円)

2 前条第3号に掲げる大学，専門職大学，短期大学，専門職短期大学，専修学校の専門課程又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の入学金又は学費(以下これらを「入学金等」という。)の減免を受けている場合は，当該減免の額を差し引いた額を，前項に規定する入学金等の相当額とする。

3 入学準備奨学資金については入学手続き時^に一括で給付し，学費奨学資金については4月と10月の年2回，それぞれ半年分をまとめて給付する。

(給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は，奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
- (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 奨学金受給者推薦調書(第2号様式)
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

(奨学生の内定及び決定)

第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。

- 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、教育委員会は奨学金受給者内定通知書(第3号様式)により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書(第4号様式)により奨学生に通知する。
- 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
- (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 奨学金受給者推薦調書(第2号様式)
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

(奨学生の内定及び決定)

第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。

- 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、教育委員会は奨学金受給者内定通知書(第3号様式)により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書(第4号様式)により奨学生に通知する。
- 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学

金請求書兼振込先口座届出書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(給付決定後の支援)

第7条 教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施する。

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書
- (3) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書(第7号様式)により奨学生に通知する。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

金請求書兼振込先口座届出書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(給付決定後の支援)

第7条 教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施する。

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書
- (3) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書(第7号様式)により奨学生に通知する。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届(第8号様式)又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届(第9号様式)に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 休学、復学、停学、転学若しくは退学し、又は除籍となったとき。
- (3) 入学金又は授業料の減免を受けたとき。

(給付額の変更)

第10条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書(第10号様式)により奨学生に通知するものとする。

(併給の禁止)

第11条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条に定める学資支給金(給付型奨学金に限る。)は、この限りでない。

(給付の停止)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届(第8号様式)又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届(第9号様式)に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 休学、復学、停学、転学若しくは退学し、又は除籍となったとき。

(併給の禁止)

第10条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。

(給付の停止)

第12条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止する。

(決定の取消し)

第13条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

(給付の打ち切り)

第14条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断する。

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が停学し、又は本人の責めに帰すべき事情により、留年し、若しくは休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、第7条に規定する定期的な面談に応じないとき。
- (8) 奨学生が第9条の届出を怠ったとき。

第11条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止する。

(決定の取消し)

第12条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

(給付の打ち切り)

第13条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断する。

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が停学し、又は本人の責めに帰すべき事情により、留年し、若しくは休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、第7条に規定する定期的な面談に応じないとき。

2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りを決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書(第11号様式)により本人に通知する。

(奨学金の返還)

第15条 教育委員会は、第10条第1項の規定による給付額の変更、第12条の規定による給付の停止、第13条の規定による決定の取消し又は前条第1項の規定による給付の打ち切りを決定した場合に、既に給付した奨学金の給付額に超過が生じたときは、当該超過した額を期間を定めて返還させることができる。

2 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定に

2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りを決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書(第10号様式)により本人に通知する。

(奨学金の返還)

第14条 教育委員会は、前条第1項の規定により給付の打ち切りを決定したとき、当該打ち切りに係る部分に関し、既に奨学金が給付されている場合において、期間を定めて返還させることができる。

2 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

かかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

(略)

第2号様式(第5条関係)

(略)

第3号様式(第6条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条, 第8条関係)

(略)

第6号様式(第8条関係)

(略)

第7号様式(第9条関係)

(略)

第8号様式(第9条関係)

(略)

第9号様式(第9条関係)

第1号様式(第5条関係)

(略)

第2号様式(第5条関係)

(略)

第3号様式(第6条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条, 第8条関係)

(略)

第6号様式(第8条関係)

(略)

第7号様式(第9条関係)

(略)

第8号様式(第9条関係)

(略)

第9号様式(第9条関係)

(略)

第10号様式(第10条関係)

(略)

第11号様式(第14条関係)

(略)

(略)

第10号様式(第13条関係)

(略)

【新旧対照用資料・改正後（案）】

第10号様式（第10条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金給付額変更決定通知書

次のとおり給付額の変更を決定いたしましたので通知します。

1 支給額変更期間	
2 変更給付月額	
3 変更事由	
4 備考	

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112